

# 「中小企業の会計に関する基本要領」に基づく 保証料割引の継続について

標記要領に基づく全国統一の保証料割引につきましては、平成 29 年 3 月 31 日をもちまして終了となりますが、当協会では、当該要領に基づく保証料割引を平成 30 年 3 月 31 日保証申込受付分まで継続することといたしましたので、お知らせいたします。

なお、「会計参与設置会社」に対する保証料割引につきましては、引き続き全国統一で継続されております。